

(公印省略)
産第30265-366号
令和3年9月28日

関係団体の長様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部)

緊急事態措置適用期限後の感染防止対策の徹底について(依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。さて、本県の緊急事態措置について、本日の国及び県の対策本部会議で、適用期限の9月30日(木)をもって解除されることとなりました。しかしながら、県内の感染状況は落ち着きを見せてはいるものの、第4波が収束した6月の水準に至っておらず、依然、油断できない状況にあります。こうした中、県では10月1日以降の対応について、専門家の見解を伺いながら検討を行った結果、感染再拡大の防止を主眼に、下記のとおり飲食店等への営業時間短縮の要請を継続することを決定しました。

つきましては、本内容を御了知の上、貴下会員及び関係者等へ各種広報・連絡手段を通じて周知くださいますようお願いいたします。

記

1 要請内容

- (1) 対象地域 全県(35市町村)
- (2) 対象施設 飲食店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの間に営業している以下の店舗(宅配、テイクアウトサービスを除く) 接待を伴う飲食店、カラオケ店、酒類を提供する飲食店、結婚式場

「ストゾコロナ!対策認定店」の取扱い
・営業時間の短縮を要請しますが、接待を伴う飲食店を除き、適切な感染防止対策を徹底することで通常どおり営業できます。
※この場合、協力金の支給対象外となります。

- (3) 要請内容
・午後8時から午前5時までの営業自粛
・酒類の提供は午前1時から午後7時まで
・カラオケ設備の提供を自粛(飲食を主たる業としている店舗及び結婚式場)
・感染防止対策の実施
- (4) 要請期間 令和3年10月1日(金)から同年10月7日(木)

2 協力の支給

(1) 支給対象者

要請対象となる店舗を有する事業者であって、要請期間の全期間を通じて、県からの要請内容に協力した者

※感染再拡大防止としての短期間での要請であるため、協力開始日の猶予措置は設けません。

(2) 協力金額

方式区分		1日あたりの売上高 (※)	
中小企業等	売上高	83,333円以下	2.5万円【下限】
	方式	83,333円超～250,000円以下	1日あたりの売上高×0.3
大企業 (中小選択可)	売上高	500,000円以下 (売上高減少額)	売上高減少額×0.4 または 1日あたりの売上高×0.3 の低い額
	減少方式	500,000円超 (売上高減少額)	20万円 または 1日あたりの売上高×0.3 の低い額

(3) 申請方法等

- ・ 郵送、オンライン (専用サイト)
 - ・ 緊急事態措置延長 (9月13日～30日) 分及び今回の県独自の営業時間短縮要請 (10月1日～7日) 分の申請をまとめて受付する予定です。
 - (10月中旬目途)
- ※詳細は、県ホームページ等でお知らせします。

【問い合わせ先】
 社会経済活動再開に向けたガイドライン及び要請内容に関すること
 ・危機管理課 感染症対策調整係 TEL: 027-226-2420
 (協力金に関すること)
 ・感染症対策県内企業スタッフセンター (産業政策課内)
 TEL: 027-226-2731 (午前8時30分～午後5時15分)
 ※速やかにコールセンターを設置予定